

## 多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会設置要綱

制定 平成 23 年 6 月 22 日

23 都市整多第 60 号

## (設置及び目的)

第 1 条 入居者の高齢化、地域活力の低下等の課題が顕在化しつつある多摩ニュータウンの大規模住宅団地について、都内全域における他の大規模住宅団地との共通性や特殊性を踏まえ、課題の整理と施策の方向性を検討することを目的に、学識経験者等の委員からなる「多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。検討に当たっては、老朽化した大規模住宅団地の再生が都全域のまちづくりに共通する課題であることから、区部及び多摩部の代表的大規模住宅団地における現状と課題への取組状況を把握することで、他の大規模住宅団地と多摩ニュータウンとの共通性と特殊性を踏まえたより普遍性・実効性の高い取組の方向性を目指すものとする。

## (委員)

第 2 条 委員会は、学識経験を有する者及び都市整備局長が指定する職にある行政関係者のうちから、都市整備局長が委嘱する委員をもって構成する。

## (委員長)

第 3 条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議及び議事)

第 4 条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があるときは、他の学識経験者及び関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公開することにより議事に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 7 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

## (意見聴取)

第 5 条 都市整備局長は、必要があるときは、委員に個別に意見を聴取することができる。

## (幹事)

第 6 条 委員会の調査・検討を補佐するために幹事を置く。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年 6月22日から施行する。